

令和3年度学校給食に関する申し合わせ事項

古賀市学校給食センター

1 学校給食の回数及び給食費について

☆ 給食の期間

「古賀市立小中学校管理規則」(平成18年2月21日教育委員会規則第2号)第2条の規定による期間内で同規則の第3条の規定に基づく期間(期日)を除く日で、「古賀市学校給食共同調理場管理運営規則」(昭和51年6月22日教育委員会規則第2号)の規定に基づき実施する。

☆ 給食回数

- 小学校 1年生：182回、2～6年生：188回
- 中学校 1年生：184回、2年生：183回、3年生：176回

(令和3年2月25日運委改正)

☆ 給食費

○ 小学校

	日 額	月 額		年 間
		4月	5～3月(8月を除く)	
1年	256円	2,842円	4,375円	46,592円
2年～6年		4,378円	4,375円	48,128円

○ 中学校

	日 額	月 額		年 間
		4月	5～3月(8月を除く)	
1年	299円	5,016円	5,000円	55,016円
2年		4,977円	4,974円	54,717円
3年		4,784円		52,624円

(令和3年2月25日運委改正)

2 給食費の徴収方法及び振り込みについて

- 給食費は、各学校長が取りまとめ給食センターが指定する口座に納入する。
- 給食費の当該月分振り込みは、翌月の20日までのこと。

(平成26年6月27日運委改正)

3 学校給食数(人数)の変更連絡について

- 学校行事の遠足、運動会(体育祭)は、給食回数には含まない。
- 学校、学年、学級行事による変更の場合は、該当月の前月15日までに連絡をすること。

(平成16年6月29日運委改正)

- 各学での転出、転入、病気等による給食数(人数)の変更がある時は、必ず給食者移動連絡通知書で当該給食日の2日前の午後3時までに届け出ること。
- ただし、2日前の間で祝祭日等の休日がある場合はその休日は含まない。(やむを得ず電話で連絡されたときは、その翌日には必ず所定の通知書による届け出をすること。)

(平成21年11月10日運委改正)

4 学校給食数(人数)の変更による給食費の取り扱いについて

- 各学校での転出、転入、病気等による給食数(人数)の変更がある時の給食費は、一食単価として日数計算とする。
- なお、4月の始業式後の転入者は日数計算とし、月の初日の転入者は月額とする。
- ただし、3月の転入者については日数計算とする。(一食単価×給食日数)

(平成19年2月28日運委改正)

- 学年・学級閉鎖等の突発的な中止時の、給食食材の発注が中止できた場合の食材費については、以後の食材費に充てる。

※学年・学級閉鎖に伴う、担任等の給食については、職員室での喫食とする。

(令和3年2月25日運委改正)

5 給食実施人員及び実施日数兼給食費請求書は、各学校で確認し、過誤があれば直ちに給食センターへ連絡をすること。

6 古賀市内での転居等で児童、生徒の移動による変更があった場合の給食費は、該当する学校間で調整し給食センターへ連絡をすること。

7 給食試食会・敬老給食等の行事予定日に台風等で給食が中止となった場合、及び緊急事態等により給食食材の発注中止ができない時は、喫食しなくても給食費を徴収する。

(令和3年2月25日運委改正)